

美郷町職員採用試験のお知らせ

町では、平成22年4月以降に採用予定の職員採用試験を次のとおり行います。

◎試験区分および採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般行政職(上級)	若干名	一般的な行政事務に従事します。
保健師(中級)	1名	町民の健康づくりに関する保健業務等に従事します。

◎受験資格

(1)の要件のいずれかを満たし、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1)要件

試験区分	採用予定人員	受験資格
一般行政職(上級)	若干名	次のいずれかを満たす人 (1) 昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人 (2) 昭和63年4月2日以降に生まれた人で大学を卒業 または平成22年3月卒業見込みの人
保健師(中級)	1名	昭和49年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有するか、学校の保健師専門課程等を平成22年3月31日までに卒業見込みで、かつ免許取得予定の人

(2)欠格事項

- ・日本の国籍を有しない者
- ・地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者

◎試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

- (1)第1次試験 【一般行政職(上級)】大学卒業程度の教養試験を行います。
【保健師(中級)】短大卒業程度の教養試験及び専門試験を行います。
- (2)第2次試験 口述試験、作文、適性検査、身体検査(健康診断書の提出)を行います。
- (3)資格調査 受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。

◎試験日および会場

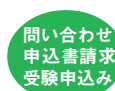
- <第1次試験> 日 時 ● 7月26日(日) 午前9時50分～
場 所 ● 秋田県市町村会館(秋田市山王四丁目2番3号)
- <第2次試験> 第1次試験合格者に通知します。

◎申込用紙の請求

申込用紙の請求を6月1日(月)から受け付けますので、役場(六郷庁舎)総務課に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記して140円切手を貼った返信用封筒(A4)を必ず同封してください。

◎申込受付期間 6月10日(水)～7月1日(水)

申込受付は、六郷庁舎2階総務課窓口で平日の午後5時までに行い、郵送の場合は7月1日(水)までに着信のものに限り受け付けます。土曜日・日曜日は受け付けません。



役場(六郷庁舎)総務課 総務班
〒019-1404 美郷町六郷字上町21
☎0187-84-1111(内線1242) ☎0187-84-1117

みさぽーと利用についてのお知らせ

5月15日現在、「みさぽーと」として24団体、50人の個人の方に登録いただいております。美郷町住民活動センター「みさぽーと」では、住民の皆さんからの「こんな活動をしてほしい」「こんなことを教えてほしい」という依頼と「みさぽーと」の橋渡しを行っていますので、ぜひご利用ください。

★みさぽーと一活動メニュー

各種講師 ● 【文化】華道、茶道、書道、踊り、昔語など 【歴史】戦争体験伝承、歴史民俗
 【芸術・工芸】絵画、写真、ガラスクラフトなど 【音楽】和太鼓、琴、コーラス、カラオケなど
 【その他】手打ち蕎麦、食育、編み物、家畜管理、きのこと栽培など

通 訳 ● 英語、韓国語、中国語

そ の 他 ● スポーツの指導、傾聴、施設手伝いなど

※ただし、シルバー人材センターで行っている業務については、そちらをご紹介させていただきます。

★ご利用について

利用される日の原則2週間前までに「みさぽーと紹介依頼書」によりお申込みください。緊急を要する場合は、みさぽーとにご相談ください。

申込用紙 ● 「みさぽーと紹介依頼書」は下記の窓口にあります。

・みさぽーと(六郷庁舎1階)・各庁舎総合サービス課 ・各公民館 ・千畑ふれあいセンター
 また、町ホームページからもダウンロードできます。

申込方法 ● 「みさぽーと紹介依頼書」を下記窓口へ持参するか、郵送またはFAXしてください。また、町へのeメールからも申込可能です。

・みさぽーと(六郷庁舎1階)・各庁舎総合サービス課

そ の 他 ● 原則1週間前までに、利用可否についてお知らせします。

※活動の内容によっては、ご紹介できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

～みさぽーとの登録は随時受付しています。その他詳細については、お気軽にご相談ください。～



美郷町住民活動センターみさぽーと(六郷庁舎1階) ☎0187(84)1111 ☒0187(84)1117

平成21年度町県民税の改正内容をお知らせします

町では6月に、平成21年度の町県民税の納税通知書を対象となる方々に送付します。(勤務先の給料から毎月天引きされている方には、勤務先を通して送付します。)

また、税制改正により、今年度から個人住民税からの寄付金控除の対象が拡充されましたのでお知らせします。

1. 一般の寄付金

	改正前	改正後
対 象 寄付先	・住所地の都道府県共同募金会 ・日本赤十字社支部	左記に加え、都道府県・市区町村が条例で指定したのものについて、控除が受けられることになりました。
控除額	対象となる寄付金×税率 (10%)の軽減効果	・県民税：(寄付金-5,000円)×4% ・町民税：(寄付金-5,000円)×6%

2. ふるさと納税

	改正前	改正後
対 象 寄付先	・地方公共団体 (都道府県、市区町村)	左記と同じ
控除額	対象となる寄付金のうち 10万円を超える部分× 税率(10%)の軽減効果	①基本控除額(寄付金-5,000円)×10% ②特例控除額(寄付金-5,000円)×(90%-対象者の限界税率) ①+②=住民税所得割からの控除額 ※②は住民税所得割の1割を限度とします。

※上記1、2あわせて総所得金額の30%が限度額となります。

※個人住民税の寄付金控除を受けるためには、確定申告時に寄付先からの領収書等を添付する必要があります。



役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2106)